

平成 2 1 年 (排) 第 2 6 号

排 除 命 令 書

埼玉県草加市清門町 1 5 3 番地 1 8

アドルフォ・ドミンゲスジャパン株式会社

同代表者 代表取締役 池 田 秀 人

公正取引委員会は、前記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 アドルフォ・ドミンゲスジャパン株式会社（以下主文において「アドルフォ・ドミンゲスジャパン」という。）は、平成 1 9 年 1 1 月ころから平成 2 1 年 2 月ころまでの間一般消費者に販売した「ADOLFO DOMINGUEZ」と称するブランドの衣料品（以下主文において「本件衣料品」という。）のうち、別表 1 記載の 1 1 店舗にあっては中華人民共和国、インド又はトルコ共和国において製造された商品のすべてについて、別表 2 記載の 9 店舗にあっては同商品の一部について、これらの商品に付された、中華人民共和国で製造されたものにあつては「MADE IN CHINA」と、インドで製造されたものにあつては「MADE IN INDIA」と、トルコ共和国で製造されたものにあつては「MADE IN TURKEY」とそれぞれ記載された当該商品の原産国を示すタグ又はシールを取り去り、「ADOLFO DOMINGUEZ」のブランド名並びにADOLFO DOMINGUEZ S.A.の名称及び所在地が記載されたタグ並びに「ADOLFO DOMINGUEZ」のブランド名及びADOLFO DOMINGUEZ S.A.の名称が記載された下げ札を取り付けたままにすることにより、一般消費者が当該商品の原産国を判別することが困難である表示

を行っていた旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

- 2 アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、今後、本件衣料品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、今後、本件衣料品又はこれらと同種の商品の取引に関し、第1項の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の原産国について一般消費者が判別することが困難である表示をしてはならない。
- 4 アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 アドルフォ・ドミンゲスジャパン株式会社（以下「アドルフ・ドミンゲスジャパン」という。）は、肩書地に本店を置き、衣料品の小売業を営む事業者であり、平成21年2月28日現在、全国に31店舗を設けている。
- 2 (1) アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、スペイン王国に所在するADOLFO DOMINGUEZ S.A.の子会社であるところ、同社から輸入した「ADOLFO DOMINGUEZ」と称するブランドの衣料品（以下「本件衣料品」という。）を、自社の店舗において一般消費者に販売している。
- (2) 本件衣料品は、アドルフ・ドミンゲスジャパンが輸入した時点において、「ADOLFO DOMINGUEZ」のブランド名並びにADOLFO DOMINGUEZ S.A.の名称及び所在地が記載されたタグ（以下「ブランド名タグ」という。）が縫い込まれており、また、本件衣料品のうち中華人民共和国（以下「中国」という。）で製造されたものにあつては「MADE IN CHINA」と、インドで製造されたものにあつ

ては「MADE IN INDIA」と、トルコ共和国（以下「トルコ」という。）で製造されたものにあつては「MADE IN TURKEY」とそれぞれ記載されたタグ（以下「原産国タグ」という。）が縫い込まれ、又は同様に記載されたシール（以下「原産国シール」という。）が貼付されている。

(3) アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、本件衣料品を輸入した後、当該商品に「ADOLFO DOMINGUEZ」のブランド名及びADOLFO DOMINGUEZ S.A.の名称が記載された下げ札（以下「ブランド名下げ札」という。）を取り付けている。

3 アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、平成19年11月ころから平成21年2月ころまでの間、本件衣料品を一般消費者に販売するに当たり、別表1記載の11店舗にあつては中国、インド又はトルコにおいて製造された商品のすべてについて、別表2記載の9店舗にあつては同商品の一部について、これらの商品に付された原産国タグ及び原産国シールを各店舗においてはさみで切るなどして取り去り、ブランド名タグ（例えば、品番2282053861の商品については別添写し1）及びブランド名下げ札（例えば、品番2282053861の商品については別添写し2）を取り付けたままにすることにより、当該商品の原産国以外の国の事業者の名称及び商標の表示であつて、一般消費者が当該商品の原産国を判別することが困難であるものを行つていた。

法 令 の 適 用

前記事実によれば、アドルフォ・ドミンゲスジャパンは、本件衣料品のうち、中国、インド又はトルコにおいて製造されたものの原産国について、景品表示法第4条第1項第3号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和48年公正取引委員会告示第34号）第2項に該当する表示をしていたものであつて、かかる行為は、同法第4条第1項第3号の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

平成21年6月9日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

別表 1

店 舗 名
札幌店，札幌時計台店，新宿店，銀座店，神宮前 b 6 店，代官山店， U代官山店，自由が丘店，港北店，U港北店，横浜元町店

別表 2

店 舗 名
千歳店，柏店，渋谷店，元町店，U神戸元町店，新神戸マクロ店，U 新神戸店，新神戸W店，那覇店